

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定によって、農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定によって公告する。

令和五年十一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（㎡）
三次市小文町一三五番一	田	八〇九
三次市小文町一三七番一	田	一、六四四
三次市小文町一三七番三	雑種地	一六九
三次市小文町一三九番	田	六八七
三次市小文町一四七番一	田	四〇九
三次市小文町一四七番二	田	九二二
三次市小文町一四八番	田	一、〇〇一
三次市小文町一五七番一	雑種地	二二九

二 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
利用権	令和六年二月一日	一五年二月	八八、〇五〇

三 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに広島法務局三次支局に補償金を供託する。

四 その他

農地中間管理機構が農地中間管理権（利用権）を十五年以上有している農用地については、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第八十七条の三第一項の土地改良事業が行われることがある。